

富山県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対する
サービス継続支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）その他の法令並びに国が定める「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和4年度第二次補正予算分）実施要綱」（令和4年12月16日障発1216第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙。以下「国実施要綱」という。）並びに富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、富山県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 「支援事業」とは、国実施要綱の3の(1)及び(2)に規定する、障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業及び障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業をいう。

2 「障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業」とは、令和5年4月1日以降に、次の各号のいずれかに該当する障害福祉サービス施設・事業所等（（富山市指定の施設・事業所等を除く。以下同じ。）（以下「施設・事業所」という。））において、新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合の建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費について支援を行う事業をいう。なお、具体的な対象サービス種別は、別紙に規定する。

(1) 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所（職員に感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ）が発生し、職員が不足した場合を含む。）

(2) 感染者と接触があった者に対応した施設・事業所

(3) 感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所（(1)及び(2)の場合を除く。また、一定の要件を含む、具体的な取扱いについては、別添に規定する。）

(4) (1)以外の事業所であって、居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所（通常形態でのサービス提供が困難であり、休業等を行った場合であって、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。）

3 「障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業」とは、令和5年4月1日以降に、次の各号のいずれかに該当する施設・事業所の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該施設・事業所からの利用者の受け入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った施設・事業所において必要となる経費について支援を行う事業をいう。なお、具体的な対象サービス種別は、別紙に規定する。

(1) 前項第1号に該当する施設・事業所

(2) 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した事業所

(補助金の交付)

第3条 知事は、支援事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(実施主体)

第4条 支援事業の実施主体は、法人であって、知事が適当と認めるものとする。

(補助金の対象施設等)

第5条 補助金の交付の対象施設・事業所、対象経費、補助金額等は、第2条第2項及び第3項に規定する事業については別紙のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については、交付の対象としない。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める地方公務員の給与
- (2) 障害福祉サービス報酬及び他の補助制度等により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している経費

(交付の申請及び実績報告)

第6条 支援事業に係る補助金の交付を受けようとする事業者(以下「補助事業者」という。)は、補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、当該補助金交付申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付の決定をし、当該補助金交付申請書を提出した者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 補助事業者に対し、規則第5条の規定により知事が補助金の交付に付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 支援事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (2) 支援事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上（事業者が市町村の場合は50万円以上）の機械、器具及びその他財産については、前号の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (4) 支援事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- (5) 支援事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに、遅くとも支援事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、消費税及び特別消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第2号）により知事に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (6) 事業者が前各号に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に返還させることがある。

（細則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月15日から施行し、令和3年度分の補助金の交付から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行し、令和4年度分の補助金の交付から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行し、令和5年度分の補助金の交付から適用する。

別紙

基準単価		事業区分		(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業	(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業	
対象サービス種別				① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所 ・対象サービス：No.1からNo.29 ② 感染者と接触があった者に対応した施設・事業所 ・対象サービス：No.11からNo.25 ③ 感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所（①、②の場合を除く） ・対象サービス：No.12からNo.15	④ ①以外の事業所であって、自宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所（※3） ・対象サービス：No.11からNo.10	① 国実施要綱の（1）の④に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所 ② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所（※4） ・対象サービス：No.1からNo.29
分類	No	サービス名				
通所系	1	療養介護	1,978千円/事業所	1,978千円/事業所	989千円/事業所	
	2	生活介護	631千円/事業所	631千円/事業所	316千円/事業所	
	3	自立訓練（機能訓練）	288千円/事業所	288千円/事業所	144千円/事業所	
	4	自立訓練（生活訓練）	228千円/事業所	228千円/事業所	114千円/事業所	
	5	就労移行支援	221千円/事業所	221千円/事業所	110千円/事業所	
	6	就労継続支援A型	279千円/事業所	279千円/事業所	140千円/事業所	
	7	就労継続支援B型	294千円/事業所	294千円/事業所	147千円/事業所	
	8	児童発達支援	271千円/事業所	271千円/事業所	136千円/事業所	
	9	医療型児童発達支援	172千円/事業所	172千円/事業所	86千円/事業所	
	10	放課後等デイサービス	257千円/事業所	257千円/事業所	128千円/事業所	
短期入所	11	短期入所	146千円/事業所	—	73千円/事業所	
	12	施設入所支援	1,013千円/施設	—	506千円/施設	
	13	共同生活援助（介護サービス包括型）	—	335千円/事業所	—	
	14	共同生活援助（日中サービス支援型）	—	259千円/事業所	—	
	15	共同生活援助（外部サービス利用型）	—	150千円/事業所	—	
	16	福祉型障害児入所施設	—	985千円/施設	—	
	17	医療型障害児入所施設	—	529千円/施設	—	
入所・居住系	18	居宅介護	107千円/事業所	—	41千円/事業所	
	19	重度訪問介護	175千円/事業所	—	67千円/事業所	
	20	同行援護	60千円/事業所	—	23千円/事業所	
	21	行動援護	106千円/事業所	—	41千円/事業所	
	22	就労定着支援	35千円/事業所	—	17千円/事業所	
	23	自立生活援助	19千円/事業所	—	9千円/事業所	
	24	居宅訪問型児童発達支援	30千円/事業所	—	11千円/事業所	
	25	保育所等訪問支援	35千円/事業所	—	13千円/事業所	
	26	計画相談支援	50千円/事業所	—	25千円/事業所	
	27	地域移行支援	36千円/事業所	—	18千円/事業所	
相談系	28	地域定着支援	38千円/事業所	—	19千円/事業所	
	29	障害児相談支援	37千円/事業所	—	18千円/事業所	
	対象経費		○（1）①、②に該当する施設・事業所等の場合 ・緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別添のとおり、障害者支援施設等に限る。） ・施設・事業所の消毒・清掃費用 ・感染症廃棄物の処理費用 ・感染者又は感染者と接触のあった者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用 (以下の費用は、代替サービス提供期間の分に限る。) ・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用 ・代替場所の確保費用（使用料） ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費 ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用 ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く。） ○（1）③に該当する事業所・施設等の場合 ・一定の要件に該当する自費検査費用（別添のとおり、障害者支援施設等に限る。）	○ 居宅を訪問してサービスを提供する場合に必要な費用 ・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ・代替場所の確保費用（使用料） ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費 ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用 ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く。） ※上記費用は、代替サービス提供期間の分に限る。	○利用者受入や職員の応援派遣に係る費用 ・追加に必要な人員確保のための緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、宿泊費、損害賠償保険の加入費用	
補助額の算定		・施設・事業所ごとに、（1）及び（2）についてそれぞれ基準単価まで補助することができる。なお、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・施設・事業所ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。なお、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 なお、（1）①から④及び（2）の施設・事業所のうち、特別な事情により基準単価を超えて補助する必要がある場合は、厚生労働省に個別協議の上、必要と認める場合に限り基準単価を超えて補助することができる。				

※1 対象施設・事業所については、補助の申請時点で指定を受けている施設・事業所とし、休業中ものを含む。
 ※2 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで補助することができる。
 ※3 「自宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者等の居室等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所」とは、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月20日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき、職員が利用者の居室又は代替場所においてサービスを提供している場合を指す。
 ※4 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（利用者の居室への訪問によるサービスのみを提供する場合を含む。）が連続3日以上の場合を指す。
 ※5 令和4年4月1日から令和5年5月7日までに係る通常の障害福祉サービスの提供では想定されないかかり増し費用については、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和4年度第二次補正予算分）の実施について」（令和4年12月16日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき補助を行う。

本交付要綱の第2条第2項第3号に規定する「感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所」に対する補助の取扱は、次のとおりとする。

1 障害者支援施設又は共同生活援助事業所への自費検査費用に対する補助の考え方

障害者支援施設又は共同生活援助事業所（以下「障害者支援施設等」という。）の入所（居）者には、高齢者や基礎疾患を有する者等の重症化リスクの高い者が含まれており、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きいため、重症化リスクの高い者が多く入所（居）する障害者支援施設等における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査や、従事者への集中的検査を地方自治体を実施する場合には行政検査として取り扱うことが想定されることを踏まえて、2に掲げる要件のもと、補助の対象とする。

2 補助要件等

(1) 対象サービス種別

障害者支援施設及び共同生活援助事業所

(2) 対象者及び要件

- ・感染者と同居する職員
- ・面会后、面会に来た家族等が感染者であることが判明した入所（居）者など、感染が疑われる理由がある者で、以下のア及びイの要件に該当する場合。

ア 近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生している、又は感染拡大地域に所在する障害者支援施設等

イ 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、障害者支援施設等の判断で実施した自費検査

※感染者が確認された場合は、その後の検査が行政検査で行われることを想定しているため、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関から行政検査の対象と判断された場合であっても、本事業の対象とはならない。

(3) 上限額

一人1回当たりの補助上限額は2万円を限度とする。（ただし、別紙の補助単価の範囲内）

(4) その他

ア 個別の職員や利用者の状況や事情を考慮しない、障害者支援施設等の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。

イ 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象外と判断されたことについて、障害者支援施設等において理由書を作成し、本事業の申請書と併せて知事に提出することとし、県は、理由書の内容を確認し、必要に応じて保健所等にも問合せの上で適否を判断する。